

議第29号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第44号の5及び第44号の6中「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士